4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
5．個人番号の利用　※	
法令上の根拠	
6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※	
①実施の有無	［　　］　<選択肢> 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	
7．評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長の役職名	
8．他の評価実施機関	

（別添1）事務内容　［略］

Ⅱ～Ⅵ　［略］

（別添3）変更箇所　［略］

4．特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	
②実現が期待されるメリット	
5．個人番号の利用　※	
法令上の根拠	
6．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※	
①実施の有無	［　　］　<選択肢> 1）実施する 2）実施しない 3）未定
②法令上の根拠	
7．評価実施機関における担当部署	
①部署	
②所属長	
8．他の評価実施機関	

（別添1）事務内容　［同上］

Ⅱ～Ⅵ　［同上］

（別添3）変更箇所　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、平成三十一年一月一日から施行する。ただし、第6の1(1)の規定並びに第9の2(1)ア、同(2)ア及び同(3)ア**中**「部署」を「部署及び所属長の役職名」に改める部分並びに様式2－1の5、様式3－1の6及び様式4－1の7**中**「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示による変更後の特定個人情報保護評価指針（以下「新指針」という。）第9の2(1)イの規定及びこの告示の施行の際現に変更前の特定個人情報保護評価指針（以下「旧指針」という。）の規定により公表されている変更前の様式2（1の5を除く。）については、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2　新指針第9の2(1)ア、(2)ア及び(3)アの規定並びに附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧指針の規定により公表されている変更前の様式2－1の5、様式3－1の6及び様式4－1の7**中**「所属長」を「所属長の役職名」に改める部分については、所属長の役職名及び氏名に変更がない限りにおいて、この告示の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、変更後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。